

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

3 公募した規則等の概要

駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、警察庁が運用の全国統一を図ることに伴い、関係手続等の合理化及び簡素化を推進する等、必要な改正を行うものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和7年7月1日（火曜日）

6 結果公示の日

令和7年7月1日（火曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和7年5月22日（木曜日）から令和7年6月20日（金曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部交通規制課
- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通規制課
TEL：088-826-0110（内線 5172・5186）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第11号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第1の1の項(16)の別記様式第3号」を「別記様式第1号」に、「同表の12及び13の項(4)及び(5)の別記様式第4号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第1号又は別記様式第2号」を「別記様式第3号」に、「当該交付を受けようとする者の住所地を管轄する署長（当該交付を受けようとする者が県外にその住所を有する者である場合にあっては、県内の最寄りの警察署の署長）」を「通行禁止除外指定車標章にあっては当該除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を、駐車禁止除外指定車標章にあっては署長」に改め、同項第1号ア中「自動車検査証」を「自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面」に改め、同号イ中「車両が別表第1の1の項(16)に掲げる車両又は報道機関が緊急取材のために使用する車両であること」を「車両の用務」に改め、同号ウを削り、同項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

イ 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第4条第2項第2号ウを削り、同条第5項中「受けた者は」を「受けた者（以下この条において「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」という。）は」に改め、同項第3号中「当該交付を受けた者」を「当該通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」に改め、同条第7項中「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者」を「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者が前項」を「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者が第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第4号の再交付申請書により、署長を経由して公安委員会に当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の再交付を申請すること

ができる。

7 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第4号の2の記載事項変更届に当該記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長を経由して速やかに公安委員会に届け出なければならない。

第6条第1項第4号中「およそ不可能」を「困難である」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第2項第5号中「およそ不可能」を「困難である」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第3項中「、次に掲げるところにより」を削り、「駐車許可申請書」を「駐車許可申請書（以下この条において「駐車許可申請書」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人の生命又は身体に係る緊急やむを得ない理由による申請の場合は、この限りでない。

第6条第3項各号を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「駐車許可証」を「駐車許可証（以下この条において「駐車許可証」という。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、定例的な申請である場合等署長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

第6条第4項各号を次のように改める。

(1) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等を判別することができるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(2) 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(3) 当該申請に係る車両に係る用務を疎明する書面

第6条第4項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第1項又は第2項の許可を受けようとする場合において、駐車をしようとする場所が県内の複数の警察署の管轄区域にまたがるときは、前項本文の規定にかかわらず、駐車許可申請書を駐車をしようとする場所を管轄するいずれか一の署長に提出すれば足りる。

第6条に次の4項を加える。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第6号の2の再交付申請書により、署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項

に変更を生じたときは、別記様式第6号の3の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに署長に届け出なければならない。

11 署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定に基づき許可に付した条件に違反したとき又は特別の事情が生じたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

12 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した当該駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において、当該亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 第1項又は第2項の許可を取り消されたとき。

別表第1の1の項(16)中「別記様式第3号」を「別記様式第1号」に改め、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急やむを得ない理由により居宅等を訪問するために使用中の車両又は助産師が緊急やむを得ない理由により居宅等を訪問するために使用中の車両

別表第1の12及び13の項(4)及び(5)中「別記様式第4号」を「別記様式第2号」に改め、同表の付表備考中「別記様式第4号」を「別記様式第2号」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第1号とし、別記様式第4号を別記様式第2号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第4条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号の2 (第4条関係)

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

駐車許可申請書 年 月 日 警察署長 殿 住 所（所在地） 申請者 氏 名（名称） 電 話			
番号標に表示 されている番号			
許可を受けようと する日時期間			
許可を受けようと する場所			
許可を受けようと する理由			
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 60px;"></td> </tr> </table>		条 件	
条 件			
年 月 日 警 察 署 長 印			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2 (第6条関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号の3 (第6条関係)

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の高知県道路交通法施行細則（次項において「旧規則」という。）第6条第6項の規定により交付を受けた別記様式第6号の駐車許可証は、当該駐車許可証に記載されている駐車の間限りに限り、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則（次項において「新規則」という。）第6条第7項の規定により交付された別記様式第6号の駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づき提出された申請書その他の書類とみなす。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（交通規制の対象から除く車両）

第4条 略

2 前項の規定により、別記様式第1号の標章（以下この条において「通行禁止除外指定車標章」という。）又は別記様式第2号の標章（以下この条において「駐車禁止除外指定車標章」という。）を必要とし、その交付を受けようとする者（駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者で同表の12及び13の項(5)に掲げるものにあつては、県内にその住所を有する者に限る。）は、別記様式第3号の申請書により、通行禁止除外指定車標章にあつては当該除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を、駐車禁止除外指定車標章にあつては署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（別表第1の12及び13の項(4)に掲げる車両に係るものに限る。）に係る申請書にあつては、次に掲げる書面又はその写し

ア 当該申請に係る車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該申請に係る車両の用務を疎明する書面

(2) 駐車禁止除外指定車標章（別表第1の12及び13の項(5)に掲げる車両に係るものに限る。）に係る申請書にあつては、次に掲げる書面又はその写し

ア 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

イ 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

3・4 略

5 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者（以下この条において「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」という。）

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（交通規制の対象から除く車両）

第4条 略

2 前項の規定により、別表第1の1の項(16)の別記様式第3号の標章（以下この条において「通行禁止除外指定車標章」という。）又は同表の12及び13の項(4)及び(5)の別記様式第4号の標章（以下この条において「駐車禁止除外指定車標章」という。）を必要とし、その交付を受けようとする者（駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者で同表の12及び13の項(5)に掲げるものにあつては、県内にその住所を有する者に限る。）は、別記様式第1号又は別記様式第2号の申請書により、当該交付を受けようとする者の住所地を管轄する署長（当該交付を受けようとする者が県外にその住所を有する者である場合にあつては、県内の最寄りの警察署の署長）を経由して公安委員会に申請しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（別表第1の12及び13の項(4)に掲げる車両に係るものに限る。）に係る申請書にあつては、次に掲げる書面又はその写し

ア 当該申請に係る車両に係る自動車検査証

イ 当該申請に係る車両が別表第1の1の項(16)に掲げる車両又は報道機関が緊急取材のために使用する車両であることを疎明する書面

ウ ア及びイに掲げる書面のほか、警察本部長が必要があると認める書面

(2) 駐車禁止除外指定車標章（別表第1の12及び13の項(5)に掲げる車両に係るものに限る。）に係る申請書にあつては、次に掲げる書面又はその写し

ア 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者が別表第1の12及び13の項(5)に掲げる者のいずれかに該当する者であることを疎明する書面

イ 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

ウ ア及びイに掲げる書面のほか、警察本部長が必要があると認める書面

3・4 略

5 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与するときを除く。）。

6 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第4号の再交付申請書により、署長を経由して公安委員会に当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の再交付を申請することができる。

7 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の記載事項に変更が生じたときは、別記様式第4号の2の記載事項変更届に当該記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長を経由して速やかに公安委員会に届け出なければならない。

8 公安委員会は、通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者が第5項の規定に違反したときは、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の返納を命ずることができる。

9 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) 略

(駐車許可)

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

(1)～(3) 略

(4) 駐車をすることが可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれもが存在せず、又はこれらを利用することが困難であると認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車をする必要のある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 略

(1)・(2) 略

(3) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与するときを除く。）。

6 公安委員会は、通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の返納を命ずることができる。

7 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) 略

(駐車許可)

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

(1)～(3) 略

(4) 駐車をすることが可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれもが存在せず、又はこれらを利用することがおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車をする必要のある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 略

2 法第49条の5の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

(1)～(4) 略

(5) 駐車をすることが可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれもが存在せず、又はこれらを利用することが困難であると認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車をする必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ 略

3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第6号の駐車許可申請書（以下この条において「駐車許可申請書」という。）2通を当該駐車をしようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、人の生命又は身体に係る緊急やむを得ない理由による申請の場合は、この限りでない。

4 第1項又は第2項の許可を受けようとする場合において、駐車をしようとする場所が県内の複数の警察署の管轄区域にまたがるときは、前項本文の規定にかかわらず、駐車許可申請書を駐車をしようとする場所を管轄するいずれか一の署長に提出すれば足りる。

5 第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書に次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、定例的な申請である場合等署長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等を判別することができるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(2) 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(3) 当該申請に係る車両に係る用務を疎明する書面

6 略

7 署長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、別記様式第6号

2 法第49条の5の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

(1)～(4) 略

(5) 駐車をすることが可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれもが存在せず、又はこれらを利用することがおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車をする必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ 略

3 前2項の許可を受けようとする者は、次に掲げるところにより、別記様式第6号の駐車許可申請書2通を当該駐車をしようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

(1) 一の駐車ごとに、車両、日時、場所及び用務を特定して申請をしなければならないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず、同種の用務のため、反復して駐車をすることが必要であるときは、6月以内の範囲において期間を定め、駐車をする車両ごとに駐車の日時、場所、運転者等を記載した一覧表を添付し、一括して申請をすることができること。

4 第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、前項の駐車許可申請書に次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等を判別することができるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3) 前2号に掲げる書面のほか、警察本部長が必要であると認める書面

5 略

6 署長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、別記様式第6号

の駐車許可証（以下この条において「駐車許可証」という。）を交付しなければならない。

8 略

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第6号の2の再交付申請書により、署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第6号の3の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに署長に届け出なければならない。

11 署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定に基づき許可に付した条件に違反したとき又は特別の事情が生じた認めるときは、その許可を取り消すことができる。

12 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号に掲げる場合にあっては、発見し、又は回復した当該駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において、当該亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 第1項又は第2項の許可を取り消されたとき。

別表第1（第4条関係）

規制の種別	適用を除外する車両
1 車両通行禁止（一方通行、指定方向外進行禁止及び踏切の通行禁止を除き、通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係る指定方向外進行禁止を含む。）	(1)～(15) 略 (16) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であつて、 <u>別記様式第1号の標章を掲出しているもの</u> ア～エ 略 オ <u>保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急やむを得ない理由により居宅等を訪問するために使用中の車両又は助産師が緊急やむを得ない理由により居宅等を訪問するために使用中の車両</u> カ～ケ 略

の駐車許可証を交付しなければならない。

7 略

別表第1（第4条関係）

規制の種別	適用を除外する車両
1 車両通行禁止（一方通行、指定方向外進行禁止及び踏切の通行禁止を除き、通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係る指定方向外進行禁止を含む。）	(1)～(15) 略 (16) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であつて、 <u>別記様式第3号の標章を掲出しているもの</u> ア～エ 略 オ～ク 略

略	
12 駐車禁止	(1)～(3) 略
13 時間制限駐車区間 (高齢運転者等専用 時間制限駐車区間を 含む。)	(4) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であつて、 <u>別記様式第2号</u> の標章並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの ア・イ 略 (5) 次に掲げる者が現に使用中の車両であつて、 <u>別記様式第2号</u> の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係る駐車禁止規制の適用を除外する旨の標章を含む。）並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの。ただし、オに掲げる者が現に使用中の車両にあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。 ア～オ 略

付表

略

備考 この表の「身体障害者手帳の級別」欄の括弧内に規定する級に該当する者については、別記様式第2号の標章に「高知県内に限る。」と記載するものとする。

別記

様式第1号 略
様式第2号 略
様式第3号 別紙3のとおり
様式第4号 別紙4のとおり
様式第4号の2 別紙5のとおり
様式第6号 別紙6のとおり

略	
12 駐車禁止	(1)～(3) 略
13 時間制限駐車区間 (高齢運転者等専用 時間制限駐車区間を 含む。)	(4) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であつて、 <u>別記様式第4号</u> の標章並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの ア・イ 略 (5) 次に掲げる者が現に使用中の車両であつて、 <u>別記様式第4号</u> の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係る駐車禁止規制の適用を除外する旨の標章を含む。）並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの。ただし、オに掲げる者が現に使用中の車両にあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。 ア～オ 略

付表

略

備考 この表の「身体障害者手帳の級別」欄の括弧内に規定する級に該当する者については、別記様式第4号の標章に「高知県内に限る。」と記載するものとする。

別記

様式第1号 別紙1のとおり
様式第2号 別紙2のとおり
様式第3号 略
様式第4号 略

様式第6号 別紙7のとおり

様式第 6 号の 2 別紙 8 のとおり
様式第 6 号の 3 別紙 9 のとおり

|

別記

様式第 1 号 (第 4 条関係)

通行禁止除外車両指定申請書			
年 月 日			
高知県公安委員会 様 (警察署長経由)			
申請者 住所			
氏名			
事業所の所在地	電話 () ー		
事業所名及び責任者名			
除外の指定を受けようとする車両	台	車両番号	
通行許可を受けようとする規制路線及び区間			
除外指定を必要とする事由			
※ 標章番号交付年月日	第	号	年 月 日
※ 署 長 意 見	※ 指 定 車 両	台	※ 車 両 登 録 番 号

- 注 1 申請する車両が 2 台以上の場合、「除外の指定を受けようとする車両」欄の記入事項を別紙として添えてください。
- 2 通行許可を受けようとする規制路線及び区間が 2 以上ある場合は、「通行許可を受けようとする規制路線及び区間」欄の記入事項を別紙として添えてください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

駐 車 禁 止 交 付 申 請 書 時 間 制 限 除 外 車 両 標 章 (更 新)	
年 月 日	
高知県公安委員会 様 (警察署長経由)	
申請者 住所 職業 氏名 (事業所名) 電話番号 () ー	
申請の理由	
車両 (登録) 番号	

注 申請する車両が 2 台以上の場合、「車両 (登録) 番号」欄の記入事項を別紙として添えてください。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

除外標章交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所 (所在地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする 期 間	
除外を受けよう とする 区 間	
除外を受けよう とする 理 由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第4号 (第4条関係)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号の2 (第4条関係)

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号 (第6条関係)

駐車許可申請書 年 月 日 警察署長 殿 住 所 (所在地) 申請者 氏 名 (名称) 電 話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する 場 所	
許可を受けようと する 理 由	
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日 警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

駐 車 許 可 申 請 書			
年 月 日			
警察署長 様			
申請者 住所 氏名			
駐車の場所			
駐車の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
車 種 別		車両登録 番 号	
駐 車 方 法			
駐車の理由			
駐 車 許 可 証			
第 号			
上記のとおり許可する。			
条 件			
年 月 日 警 察 署 長 印			

様式第 6 号の 2 (第 6 条関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号の 3 (第 6 条関係)

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。